

# 大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例

大阪府議会では、府内の地方議会の議員によるハラスメントの根絶だけでなく、議員や議員になろうとする者に対するハラスメントの根絶も規定する「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例」を制定した。政治分野における男女共同参画の推進を図り、もって府内の地方議会における府民の政治参画の推進に寄与することを目的としている。

## 1 条例制定の背景

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要です。民主主義の確立のためには、府民の誰もが性別を問わず、平等にかつ相互に個人の尊厳と人権を尊重して、社会の営みに参加し、公職に就任できる環境が不可欠です。しかし、諸外国で政治分野における女性の参画が進む中、我が国ではいまだ政治の場に女性の数は少なく、政治分野における日本のジェンダーギャップ指数は低位が続いています（世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダーギャップ・レポート（世界男女格差報告書）」によります）。

このような中、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）」（以下「法」といいます。）が令和3年6月に改正され、性別を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備やマタハラ・セクハラ等への対応等に関し必要な施策を国及び地方公共団体に義務付ける等、その責務が強化されました。同時に、地方議員を対象とした内閣府男女共同参画局による実態調査が行われ、実際に立候補準備中に有権者や支援者、議員などからハラスメントを受けたかという質問に対して、全体の61・8%がハラス

メント行為を受けたと回答し、ハラスメントをなくすための有効な取組としては、政党、選挙管理委員会事務局、議会事務局等での相談窓口の設置が挙げられました。これは、地方議会において、様々な形のハラスメント行為が公平な政治参画への機会を阻害している実態を示しています。

本府では、これまでも、育児・介護等のやむを得ない事由により参集困難な委員が、オンラインにより委員会に出席できるよう関係条例を改正するなど、ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の観点から議会改革に取り組んできましたが、府民の政治参画をより一層推進し、政治に多様な民意を反映させるためには、地方議会の議員及び候補者等に関するハラスメントを根絶することが喫緊の課題であるとの認識の下、本条例の立案、制定に至ったものです。

## 2 条例制定の経緯

令和4年12月、「（仮称）大阪府における議会関係ハラスメントを根絶するための条例案」を共同で立案することについて、府議会の主要会派である大阪維新の会、公明党、自

大阪府議会事務局  
調査課

由民主党の間で意見が一致し、議員提出の政策条例について協議する府議会の政務調査委員会に規定内容や条文の検討、調整が委任されました。先行自治体の検討状況を踏まえ、計7回にわたり委員間で協議が行われ、条例案が取りまとめられました。なお、当初は「議会関係ハラスメントを根絶する」ことを目的としていましたが、議論を重ねる中で、法の趣旨を正確に反映する必要がある旨の意見があったことから、条例の最終目的を「府民の政治参画の推進」とし、その手段として「ハラスメントの根絶」を位置付けました。これにより、条例の名称を「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例」とするとともに、第1条において、「府内の地方議会における府民の政治参画の推進に寄与することを目的とする」旨、明記することとなりました。

令和5年2月、条例案が上程され、賛成多数で可決・成立し、同3月、全面的に施行されるとともに、「大阪府議会ハラスメント専門相談窓口」の運用が開始されました。

### 3 条例の概要

#### (1) 定義(第2条)

第1項第1号では、優越的な関係を背景とした言動であって、政治活動等上必要かつ相

当な範囲を超え、相手方の政治活動等の環境を害するもの(いわゆる「パワハラ」)について、同第2号では、政治活動等における性的な言動であって、相手方がその対応により政治活動等において不利益を受ける等、相手方の政治活動等の環境を害するもの(いわゆる「セクハラ」)について、同第3号では、政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であって、相手方の政治活動等の環境を害するもの(いわゆる「マタハラ」)について規定しています。同第4号の「その他」は、第1号から第3号で対応できないものについて広く読む趣旨です。

#### (2) 府議会議員等の責務(第3条)

府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、自らの言動を厳しく律するとともに、大阪府議会からハラスメントを根絶するよう率先して取り組むこととしています。

#### (3) 府民の責務(第4条)

府民は、政治分野における男女共同参画の推進について理解を深めるとともに、府内の地方議会に関するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとしています。

#### (4) 啓発・研修・人材育成等(第5条〜第7条)

第5条から第7条において、啓発、研修、人材育成等について規定しています。具体的には、府民に対して本条例の趣旨の啓発に努めること、府議会議員や事務局職員に対してハラスメント根絶のための研修を実施すること、政治分野における男女共同参画が推進されるよう人材の育成及び活用に資する施策を講ずることを規定しています。

#### (5) 相談体制の整備・相談事案への対応・防止措置等(第8条〜第12条)

第8条から第12条において、相談体制の整備や相談事案への対応について規定しています。まず、相談体制としては、ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする窓口を設置し、相談員が、ハラスメント被害を受けた府議会議員、府議会議員になろうとする者(以下「申立人」といいます。)からの相談を受けます。相談員は、事実確認のため、ハラスメントを行ったとされる者(以下「被申立人」といいます。)や関係者に対して、聞き取り等の調査を行うことができません。ただし、当該調査を行うことについては、あらかじめ議長の承認を得ることとしています。調査の結果、府議会による防

止措置等が必要と相談員が認め、かつ、申立人が求めるときは、相談員はその旨を議長に報告することとしています。

相談員から報告を受けた議長は、府議会による対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意喚起、中止の求め、勧告といった防止措置を講ずるものとしています。ただし、この場合には、あらかじめ、議長、副議長及び議会運営委員の所属する各会派から推薦された議員各1名により構成される協議会の議を経なければなりません。

さらに、被申立人が勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、協議会の議を経た上で、相談内容や調査結果等の一部又は全部を公表することができることとしています。なお、公表しようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならないこととされています。

#### (6) 市町村議会との連携 (第13条)

議長は、府内の地方議会に関するハラスメントを根絶するため、府内市町村議会との連携に取り組むこととしています。具体的な内

容としては、研修の実施や、市町村議会議員又は市町村議会に対する第8条第1項の相談員による助言等について規定しています。

なお、相談員から、市町村議会議員から相談があった旨の報告があった場合、報告を受けた議長は、相談した市町村議会議員の承諾がある場合には、報告の内容を当該市町村議会の議長に通知することとなっています。

#### (7) 取組状況の公表 (第14条)

議長は、相談の受付及び対応の状況等を公表することとしており、毎月大阪府議会ホームページで相談件数等を公表するとともに、年次報告書を作成、公表しています。

### 4 条例に基づく取組の現状等について

令和5年度の相談窓口での相談対応状況は図表のとおりとなっております。

有権者からの陳情の内容がエスカレートし、長文メールを送り続けてくるなど対応に苦慮しているといった相談や、要望を受けるため面談したところ、許可なく動画を撮影され、インターネット上で配信され、当該動画の中で誹謗中傷された等の相談があり、今後相談する方法がある旨の助言を行いました。

令和6年2月には、第6条に基づく取組の

一環として、外部講師をお招きし、府議会議員を対象とした議会におけるハラスメントに関する研修を実施しました。研修では、主に、

地方議会でのハラスメントの現状、議員によるハラスメント報道事例及びハラスメントの要因等について説明がありました。質疑応答では、議員から、民間の企業でハラスメントの事例があった場合、配置転換のような形で双方の当事者の緩衝を図ることがあると理解しているが、議会ではどのような対応がなされているのか、有益な事例があれば教えてほしい、といった質疑があり、講師から、相談員に対する申立て、それによる非申立人への聞き取りという仕組みを通して改善が促されること、ハラスメントは日々起こり得るが、周りの人が助長されないよう制御し合うこと

によって対処し、根絶していくことが大事であるといった助言がありました。

本研修については、第13条に基づき、市町村議会議員及び市町村議会事務局職員に対しても、後日録画配信を実施しました。市町村

図表 相談窓口での相談対応状況 (令和5年度)

	相談・助言				対応	
	パワハラ	セクハラ	マタハラ	その他	調査	被害防止措置等
4件	3件	0件	0件	1件	1件 (3人)	0件

議会議員からは、優越的関係性に立つ者ほどのような点に注意して自分の行動を顧みる必要があるかといった質疑が寄せられ、講師から、問題事象（相手のミスや失敗）に対する注意・指摘・叱責を超えて、その人格否定に及ばないようにすることが重要であるとの助言がありました。

今後とも、府議会議員及び府内市町村議会事務局を通じた各市町村議会議員への条例や相談窓口の周知並びに啓発等本条例に基づく取組を推進することにより、地方議会の議員及び候補者等に関するハラスメントを根絶し、府民の政治参画の一層の推進を図っていきます。

●第76号（2024年2月発売） 定価 1,430円（税込）

・特集 働き方改革の推進と2024年問題

時間外労働の上限規制と2024年問題  
地域建設業と地方自治体における2024年問題  
物流業における働き方改革と2024年問題  
地域公共交通の確保・維持と2024年問題  
医師の働き方改革とそのインパクト

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

入間市自転車活用まちづくり条例  
栃木県カーボンニュートラル実現条例

・トピックス

「人材育成・確保基本方針策定指針」の概要について  
急速に広がる自治体における対話型生成AI（ChatGPT）の法的留意点  
自治体におけるカスタマーハラスメント対策



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール（通話料無料） | TEL：0120-953-431 | Web | URL：https://gyosei.jp  
受付時間：月～金 9時から17時 | FAX：0120-953-495 | サイ